

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

盆期間のお知らせ

◆救急医療はこちらの病院へ

●受診のときに持っていくもの

健康保険証、医療証（高齢受給者・ひとり親・子ども・障害者）、または診療依頼書（生活保護世帯）、普段飲んでる薬（おくすり手帳）。乳幼児の場合は追加で、母子健康手帳、紙おむつ、哺乳瓶、タオルなど

●内科と小児科

▽とき 8月15日（日）午前9時～正午（午前11時30分まで受け付け）、午後1時～5時（午後4時30分まで受け付け）

▽ところ 遠賀中間休日急病センター（遠賀町大字尾崎 おんが病院内 ☎282局9919）

※乳幼児の診療は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず電話で問い合わせてください。

●歯科

▽とき 午前10時～午後5時

※受診時は事前に電話で問い合わせ

せてください。

■8月13日（金）ももとの歯科クリニック（中間市弥生 ☎246局2070）

■8月14日（土）水巻歯科診療所（水巻町頃末南 ☎203局2500）

■8月15日（日）原野歯科医院（中間市大字垣生 ☎245局5252）

●電話での問い合わせ制度

夜間の急な病気などに適切な助言を行います。

▽とき 日～日 午後5時～10時、日祝日 午後5時～10時

▽電話番号 ☎282局9919（遠賀中間休日急病センター）

●救急車？病院？迷ったら！

#7119

看護師が24時間

365日体制でアドバイスします。

また、最寄りの医療機関の案内も行います。福岡県救急医療電話相談・

医療機関案内を活用してください。

▽とき 24時間年中無休

▽電話番号 ☎#7119または ☎(092) 471局0099

●小児救急医療電話相談

子どもが急な病気やケガで心配なとき、相談してください。

▽とき 平日 午後7時～翌朝7時



時、土曜日 正午～翌朝7時、

日曜日 午前7時～翌朝7時

▽電話番号 ☎#80000または ☎662局6700

●Q助（全国版救急受診アプリ）

急な病気やけ

がをしたとき、該

当する症状を画

面上で選択して

いくと、緊急度

に応じた適切な対

応が表示されま

す。事前にダウン

ロードしておく

と安心です。

ホームページ

に更には詳しい情

報を掲載していますので、確認し

てください。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎

223局3533）

◆バスの運行ダイヤ

8月13日（金）～15日（日）

●芦屋タウンバス 土休日ダイヤで

運行

●町内巡回バス 全日運休

●北九州市営バス 休日ダイヤで

運行

▽問い合わせ 芦屋タウンバス・

町内巡回バス 地域振興・交通

係（☎223局3539）、北九

州市営バス 北九州市交通局向

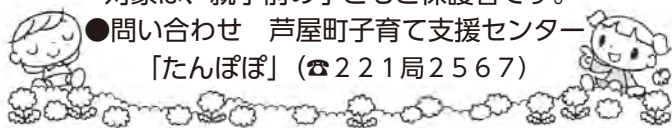
田営業所（☎691局0131）



たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎221局2567)



8月の日曜開館日 1日・22日

お盆 13日金・14日土は通常開館

♥お譲り・交換会

▷とき 8月2日(木)～7日(土)

※家で使わなくなった洋服・おもちゃ・絵本・ベビー用品などを譲ったり交換したりしませんか。

♥にこにこ絵本

▷とき 8月2日(木)・午前11時～11時30分

※6月から時間が変わっています。

♥絵本タイム

▷とき 8月20日(金)・午前11時～11時30分

♥プール遊び

今年度はありません。

♥育児相談

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 8月4日(木)・午前10時～正午

▷ところ 中央公民館

※予約は町内に住んでいる人のみです。

【離乳食の日】栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 8月10日(木)・午前10時30分～11時30分

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】保健師・栄養士による相談

8月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、9月14日(木)です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 8月18日(木)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

お盆のごみと尿の収集

●ごみ 8月14日(木)、15日(金)は、ごみの収集を休みます。

●遠賀・中間リレーセンターへのごみの自己搬入

8月14日(木)、15日(金)は、受け入れを休みます。

●し尿 8月14日(木)、15日(金)は、し尿の収集を休みます。盆前に臨時くみ取りを希望する人は、8月4日(木)までに直接収集業者へ連絡してください。

【し尿収集業者連絡先】

芦屋地区Ⅱ(有)環整 (☎223局0402) 山鹿地区Ⅱ(有)太洋社 (☎293局3331)

▽問い合わせ ごみ収集Ⅱ環境・公園係 (☎223局3538)、し尿収集Ⅱ下水道係 (☎223局3549)

健康・子育て

みんなで元気になろうや！
講座に参加しませんか

運動不足の解消や筋力アップに家のできるスロートレーニング(簡単な運動)を学びましょう。

▽とき 8月31日(木)・午前9時30分～正午(9時15分から受け付け)

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具、水分補給できるもの、動きやすい服装

▽申し込み 8月26日(木)までに、健康づくり係 (☎223局3533)へ

ハロー！Baby教室に参加しませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしませんか。

▽とき 8月22日(木)・午前9時15分～午後0時30分ごろ(9時から受け付け)

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方(実習)、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 8月18日(木)までに、健康づくり係 (☎223局3533)へ

福祉・相談

はいかい高齢者等SOS
ネットワークシステムに登録を

遠賀中間地区は

はいかい高齢者等S

OSネットワーク

システムは、折尾

警察署と遠賀郡4町、中間市の関

係機関などが連携をとり、はいか

い高齢者をすみやかに保護する仕

組みです。

はいかいの恐れのある高齢者の

情報を事前に登録することで、行

方不明になった時などに、必要な

情報を捜索団体などに提供し、早

期発見、保護につながります。

▽対象 はいかい行動が心配され

る認知症高齢者など

▽利用者負担 無料

▽利用手続き 役場または折尾警

察署に登録者の顔写真を貼った

登録カードを提出してください。

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎

223局3536）

福祉のしごと就職フェア

2021 in FUKUOKA

100法人が集まる福祉関係就

職フェアが開催されます。

▽とき 8月7日（土）・正午～午後

4時

▽ところ クローバープラザ（春日

市原町・JR春日駅前）

▽内容 就職面談会・福祉関係資

格・求職相談

▽対象 社会福祉施設・事業所へ

の就職希望者（資格・経験不要）

▽託児 生後5カ月～就学前の託

児有り（無料）

※事前に予約をしてください。

▽問い合わせ 福岡県社会福祉協

議会（☎（092）584局3

310）

※詳しくはホームページ

で確認してください。



福岡県認知症介護相談窓口

福岡県では、認知症の人やその

家族が抱える認知症に関する介護

の悩みごとに対して、電話または

面談による無料相談窓口を開設し

ています。相談内容の秘密は守ら

れます。気軽に利用してください

（電話の場合、通常の通話料金がか

かります）。

▽とき ㈱・田の午前11時～午後

4時（面談は要予約）

▽ところ クローバープラザ（春日

市原町）

▽問い合わせ クローバープラザ

（☎（092）574局0190）

※詳しくはホームページ

で確認してください。



若年性認知症サポートセンターの無料相談

福岡県では、若年性認知症の人

やその家族を対象に、医療・福祉・

就労などに関して、電話または面

談（要予約）による無料相談を行

っています。気軽に電話してくださ

い。秘密は厳守します。

▽とき ㈱・田の午前10時～午後

4時

▽ところ 高齢者自立支援センター

（行橋市金屋）

▽問い合わせ（☎（0930）2

6局2370）

※詳しくはホームページ

で確認してください。



身体障がい者の補装具巡回相談

予約制のため時間は

予約後に別途お知らせ

します。

▽とき 9月14日（土）

▽ところ いこいの里

（岡垣町大字高倉）

▽対象 身体障害者手帳を持ち、

肢体不自由の補装具の支給や修

理を希望する人

※身体障がい者本人の来場が必要



です。

▽相談内容 補装具の支給・再支

給・修理の相談や判定

※ただし、車いすや電動車いす、

座位保持装置、重度障害者意思

伝達装置は対象外です。

▽持つてくるもの 身体障害者手

帳・印かん・今持っている補装

具（再支給・修理の場合）

▽申し込み・問い合わせ 8月25

日（土）までに障がい者・生活支援

係（☎223局3530）へ

※申し込み時、聞き取り調査を行

います。本人か、事情の詳しい

人が申し込んでください。

※巡回相談時には、マスクを着け

てください。

※事前予約していない人や発熱な

ど体調不良の人は、相談できま

せん。

人権生活相談

毎月2回の定例相談のほかに、

随時相談を受けています。

▽内容 人権に関することや生活、

就職、進学相談など

▽定例相談日

◎8月12日（土）橋本求相談員

◎8月26日（土）土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 芦屋東公民館



消費者ホットニュース

インターネット通販で危険なこと

悪質サイト、悪質業者があなたを狙っています。トラブルに巻き込まれないよう、次の点に注意しましょう。

■ 欲しい商品をそのまま検索して注文することはやめましょう
偽ショッピングサイトに繋がる可能性があり、支払いだけをさせる悪質なサイトがあるからです。

■ フィッシングサイトにご注意

ショッピングサイトを装って不正に個人情報を抜き取る悪質サイトも出回っています。安易に

★メールを開かない

★リンクをタップしない

★個人情報を入力しない

を徹底しましょう。

■ 大手モールサイトでも偽ブランド品にご注意

あなたが実際に取引している出品者・出店者は誰でしょうか。身元を隠し、偽ブランド品を売っている者がいます。十分に調べてから注文しましょう。

▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口（☎223局3543）※環境住宅課内



子どもの人権110番

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間
8月27日(金)～9月2日(木)

いじめ、体罰、不登校や虐待など子どもに関する人権問題の相談を受け付ける相談電話を設置します。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。

秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、気軽に電話してください。

★子どもの人権110番専用電話

☎0120-007-110（福岡・無料）

▷日時 8月27日(金)、30日(月)～9月2日(木)・午前8時30分～午後7時、8月28日(火)、29日(水)・午前10時～午後5時

※強化週間以外でも平日の午前8時30分～午後5時15分（時間外と土日祝日は留守番電話対応）に受け付けています。

▷問い合わせ 福岡法務局北九州支局（☎561局3542）

無料法律相談

▽とき 8月24日(火)・午後1時30分から
▽ところ 役場2階

※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。
◎橋本相談員（幸町8番18号）
☎223局3203
◎土肥相談員（浜口町4番12号）
☎222局0044
※移転のため土肥相談員の所在地が変わっています。

▽定員 7人（先着順）
▽申し込み 8月2日(日)から庶務係（☎223局3572）へ
※申し込みは、一つの相談内容につき1回までとします。
※一人あたりの面談時間は約20分です。遅れるときや相談の取り消しをする場合は、必ず連絡してください。
※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類（写しでも可）を持ってきてください。
※一つの相談内容に対して、複数人で申し込むことはできません。

募集・お知らせ

自衛官一般曹候補生・ 自衛官候補生募集

- ▽受付期限 9月6日(日)まで
- ▽応募資格 18歳以上33歳未満の人
- ▽試験日 9月18日(土)、19日(日)のいずれか1日
- ▽試験会場 詳細は問い合わせてください。
- ▽問い合わせ 自衛隊福岡地方協力本部芦屋地域事務所(☎223局0981)

遠賀郡消防職員募集

- ▽募集人数 消防士1人程度
- ▽試験日 10月17日(日)
- ▽試験会場 遠賀郡消防本部(遠賀町大字広渡)
- ▽受験資格
- ①平成9年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人で、日本国籍の人。地方公務員法第16条に該当しない人
- ②消防士として職務遂行に必要な身体的条件を満たす人
- ▽申し込み 8月16日(土)～9月14日(土)に遠賀郡消防本部総務課庶務係へ持参か郵送
- ※平日・午前8時30分～午後5時

15分

▽申込書の配布場所 遠賀郡消防本部、芦屋分署、岡垣出張所、遠賀・中間地域広域行政事務組合総務課

※遠賀郡消防本部のホームページからもダウンロードできます。



▽問い合わせ 遠賀郡消防本部総務課(☎293局8123)

福岡県司法書士会

「相続・遺言推進月間」

福岡県司法書士会では、8月を「相続・遺言推進月間」と定め、福岡県内の司法書士が相続登記の手続きや遺言書の作成に関する相談に無料で応じます。気軽に相談してください。

▽とき 8月1日(土)～31日(土)

※相談日時は紹介先の司法書士と調整してください。

▽ところ 最寄りの福岡県司法書士会会員事務所

▽申し込み 8月9日、13日を除く平日の午前10時～午後4時に司法書士総合相談センター(☎0570-783局544)へ

▽問い合わせ 8月9日、13日を除く平日の午前10時～午後4時に福岡県司法書士会事務局(☎092-722局4131)へ

芦屋町職員募集

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	1 次 試 験	
一般事務職	4人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	試験日	9月4日(土)～25日(土)のうち、受験者が選択する日時
建築技師	1人程度	平成3年4月2日以降に生まれた人で、一級または二級建築士の資格を持っている人	試験会場	受験者が選択するSPIテストセンター会場(福岡常設会場など全国の指定会場)
保健師	1人程度	次の要件をいずれも満たす人 ・平成3年4月2日以降に生まれた人 ・保健師の資格を持っている人、または令和4年3月31日までに取得する見込みの人	試験科目	SPI3(総合適性検査) ※総合適性検査＝能力検査、性格検査
社会福祉士	1人程度	次の要件をいずれも満たす人 ・昭和61年4月2日以降に生まれた人 ・社会福祉士の資格を持っている人で、社会福祉士としての職務経験が2年以上ある人		

▷申し込み 8月2日(土)～16日(土)に、人事係(☎223局3574)へ

※詳しくは試験案内をご覧ください。

※試験案内と申込用紙は人事係にあります。

また、町のホームページからダウンロードできます。



子育て世帯の家庭へ大切なお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金



▶支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

ひとり親世帯

▶対象

次のいずれかに該当する人

- ①公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当受給水準となっている人

※令和3年4月分の児童扶養手当受給者には4月に給付金が支給されています。

※詳細は町のホームページをご覧ください。



【共通事項】

- ▶申請 役場 健康こども課窓口
- ▶申請期限 令和4年2月28日
- ▶問い合わせ 子育て支援係
(☎223局3537)

ひとり親世帯ではない世帯

▶対象

次の①、②の両方に当てはまる人

- ①令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母など

※令和4年2月28日までに生まれた新生児なども対象になります。

- ②「令和3年度住民税（均等割）が非課税の人」または「令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人」
- ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人は対象外です。

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で3年度住民税非課税の人には7月に給付金を振り込み済みです。

※高校生のみを養育している人で3年度住民税非課税の人、令和3年1月1日以降に収入が急変して住民税非課税相当となった人は申請が必要です。

※詳細は町のホームページをご覧ください。



「子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）に電話してください。

皆さんの意見（パブリックコメント）募集

●芦屋町過疎地域持続的発展計画（素案）

芦屋町は平成14年に過疎地域に指定され、「過疎地域自立促進特別措置法」（旧過疎法）により指定期間が令和3年3月31日までとなっていました。旧過疎法の失効に伴い、新たに令和3年4月1日から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（新過疎法）が施行され、芦屋町は引き続き過疎地域の指定を受けました。

「芦屋町過疎地域持続的発展計画」は、新過疎法に基づき策定するものであり、過疎脱却や過疎対策事業債という有利な起債を活用するための根拠になる計画となります。この計画素案に対する住民の皆さんの意見を募集します。

▶素案の配布場所 役場1階総合案内、企画政策課窓口、中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、総合体育館、町民会館

※町のホームページからも、ダウンロードできます。



▶対象 町内に住んでいるか、通勤・通学している人

▶意見受付期間 7月16日（土）～29日（金）午後5時15分まで

※郵送の場合は当日消印有効

▶提出方法 素案に添付されている所定の様式、または任意の様式に必要な事項（住所、氏名、年齢、性別）と意見を記入し、郵送・持ち込み、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください。

▶提出先・問い合わせ 〒807-0198（住所記入不要）芦屋町役場企画政策課企画係（☎223局3570、ファクス223局3927、メールアドレス kikaku@town.ashiya.lg.jp）

▶意見に対する対応 提出された意見は、計画策定の参考とします。意見は住所、氏名などの個人情報を除き、町の考え方とあわせて公表します。また、提出者に対する個別の回答はしません。なお、^{ひぼうちゅうしょう}誹謗中傷や匿名の意見、電話による意見は受け付けできません。

※提出された意見は返却しません。

●新過疎法での過疎地域の指定要件と主な支援措置

〈指定要件〉

●人口要件

昭和50年から平成27年までの国勢調査による40年間の人口減少率が28%以上

※財政力指数が全町村平均（0.40）以下の場合、人口減少率が「23%以上」に緩和

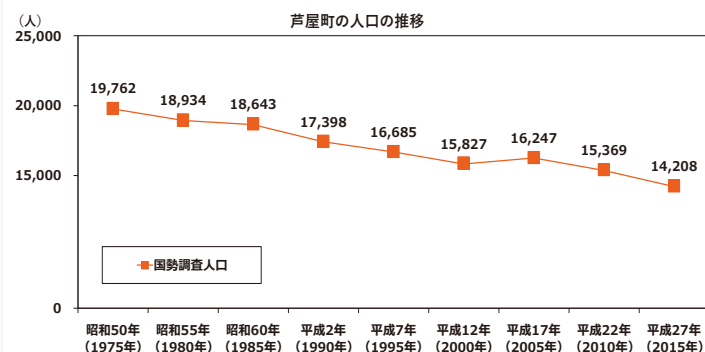
➡芦屋町 人口減少率 28.1%

●財政力要件

平成29年度から令和元年度までの3カ年平均の財政力指数が0.51以下

（公営競技収益40億円以下）

➡芦屋町 財政力指数 0.38、公営競技（ポータレース事業）収益 約7000万円



〈主な支援措置〉

新過疎法では、過疎地域からの脱却を目指す市町村の取り組みへの支援措置が設けられています。

●過疎対策事業債

原則的に事業費100%が借りられ、70%が地方交付税として戻ってくるもの。つまり30%の町負担で事業を行うことができるもの

●地方税の課税免除または不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（事業税・不動産取得税・固定資産税）や畜産業、水産業（個人事業税）など

●国庫補助率のかさ上げ

補助率が上がる

など



高額介護サービス費の負担限度額と 介護保険施設での負担限度額が変わります

▷問い合わせ 高齢者支援係 (☎ 2 2 3 局 3 5 3 6)

福岡県介護保険広域連合事業課給付係 (☎ 〈0 9 2〉 9 8 1 局 9 0 7 3)

高額介護サービス費の負担限度額

高額介護サービス費とは、1 カ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額が高額になり負担の上限額を超えたときに、申請により超えた分が払い戻される制度です。

医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、一定年収以上の高所得者世帯（介護サービスの利用者または同一世帯に課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上の 65 歳以上の人がいる場合）の、負担の上限額（月額）が引き上げられることになりました。11 月振込分（8 月利用分）の「高額介護（予防）サービス費」払い戻しから、反映されます。

区 分	負担の上限額（月額）
課税所得 690 万円 （年収約 1160 万円）以上	14 万 100 円（世帯）
課税所得 380 万円 （年収約 770 万円） ） 課税所得 690 万円 （年収約 1160 万円）未満	9 万 3000 円（世帯）
市町村民税課税 ） 課税所得 380 万円 （年収 770 万円）未満	4 万 4400 円（世帯）
世帯の全員が 市町村民税非課税	2 万 4600 円（世帯）
●前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下 ●高齢福祉年金の受給者	2 万 4600 円（世帯） 1 万 5000 円（個人）
生活保護を受給している人など	1 万 5000 円（世帯）

介護保険施設での負担限度額

介護保険施設やショートステイを利用する際、低所得者の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費は負担限度額までの利用者負担となり、限度額を超えた分は介護保険から給付されます。

令和 3 年 8 月 1 日から、一定額以上の収入や預貯金などのある人は、認定要件と負担限度額が変わります。

①認定要件（預貯金が一定額以下であること）

		7 月まで	8 月から
年金収入など	80 万円以下		単身 650 万円 夫婦 1650 万円
	80 万円～ 120 万円	単身 1000 万円 夫婦 2000 万円	単身 550 万円 夫婦 1550 万円
	120 万円以上		単身 500 万円 夫婦 1500 万円

②食費（日額）の負担限度額

※居住費の負担限度額は変更ありません。

		7 月まで	8 月から
		施設入所者	
年金収入など	80 万円以下	390 円	390 円
	80 万円～ 120 万円	650 円	650 円
	120 万円以上	650 円	1360 円
		ショートステイ利用者	
年金収入など	80 万円以下	390 円	600 円
	80 万円～ 120 万円	650 円	1000 円
	120 万円以上	650 円	1300 円

※年金収入など＝公的年金収入額（非課税年金を含む）
＋その他の合計所得金額



お知らせ

公共交通に関するアンケート調査

芦屋町の公共交通の利用実態や意向などを把握するため、「芦屋町の公共交通に関するアンケート調査」を行います。できる限り多くの皆さんの意見を伺い、よりよい公共交通を実現したいと考えています。



アンケートは無作為で町内の2000世帯に郵送します。8月16日頃までにポストに投函をお願いします。
▽問い合わせ 地域振興・交通係
(☎2223局3539)

コミュニティ助成事業を活用しませんか

コミュニティ

助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業として、



自治区やボランティア団体などが行う活動に対して助成を行うものです。令和4年度の助成団体の募集

が行われますので、希望する団体は事前に相談をお願いします。

▽対象団体 自治防犯組合、自主防災組織、青少年健全育成団体などの各種団体

▽対象事業

①一般コミュニティ助成事業

地域で行う行事や公民館活動・団体の活動に必要な備品や設備を整備する費用（助成額は最大250万円）

②青少年健全育成助成事業

親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動（教室や講座、講演会、講師謝金や施設使用料など）の費用（助成額は最大100万円）

▽事前相談 8月31日頃までに企画係（☎2223局3570）へ

※事業や実施内容などには、さまざまな条件があります。

猫を捨てることは犯罪です

違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。（動物の愛護及び管理に関する法律）



猫の習性、生態を理解して最後まで責任を持って飼いましょう。

第2期芦屋町耐震改修促進計画を策定しました

▷問い合わせ 計画に関する事＝企画係（☎2223局3570）

耐震診断・耐震改修などに関する事＝地域振興・交通係（☎2223局3538）

▶耐震診断・耐震改修などへの支援

芦屋町は地震による建築物の倒壊などの被害から、町民の命と財産を適切に保護するために、平成19年9月に「芦屋町耐震改修促進計画」を策定し、住宅の耐震改修などを推進しています。

今回、平成30年6月に発生した大阪府北部地震で倒壊したブロック塀などによる人的被害の発生をきっかけとした法令改正などを踏まえ、「第2期芦屋町耐震改修促進計画」を策定しました。

▶計画期間 令和3年度～令和12年度の10年間

▶主な改訂内容 ①〈耐震化の目標設定〉特定建築物及び住宅の耐震化率の目標を90%→95%に設定 ②〈国の法改正などを踏まえた項目の追加〉通行障害建築物の要件などの項目を追加

名 称	対 象	制度の内容
耐震診断アドバイザーによる耐震診断	福岡県内の原則昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅の耐震診断	1件あたり自己負担額3000円で実施
芦屋町木造戸建て住宅耐震改修補助金	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体または1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強するなどの要件を満たした工事と設計	耐震改修工事費の40%を補助（上限60万円）
芦屋町ブロック塀等撤去費補助金	通学路または建築基準法第42条に規定する道路に面する高さが1メートル以上であることなどの要件を満たしたブロック塀などの撤去	1敷地当たりの撤去工事に必要な費用の3分の2を補助（上限16万円）

飼えないからと捨てることは、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、命を危険にさらします。また、近隣住民にも多大な迷惑になります。

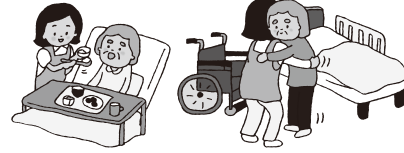
▽問い合わせ 環境住宅課 環境・公園係 (☎223局3538)

介護保険料が決定しました

65歳以上の人の令和3年度の介護保険料額決定通知書を7月下旬に郵送します。

介護保険料は、町税や世帯の状況などによって該当する所得段階を25区分に分けて決定されます。

また、令和元年10



月から消費税率引き上げに伴い、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者（所得段階が第1段階から第3段階までの人）の介護保険料が軽減されます。詳しくは介護保険料額決定通知書で確認してください。

介護保険制度は皆さんが納付する保険料で成り立つ制度です。保険料納付へのご理解とご協力をお願いします。

▽納付方法

年金から天引きで納めている人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き（仮徴収）された保険料を差し引いた残りが、10月、12月、令和4年2月に年金から天引き（本徴収）されます。

※年間18万円以上の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きとなります。

●65歳になった人や福岡県介護保険広域連合に加入していない市町村から転入した人

65歳の誕生日、または転入日から起算して、半年から1年後までに年金からの天引きが開始されます。それまでの間は、納付書や口座振替で納付してください。

●納付書や口座振替で納めている人

8月から令和4年3月まで引き続き納付書（期限内であれば全国コンビニで納付可）や口座振替などで納付してください。

※納め忘れのない便利な口座振替などで納付してください。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります（新型コロナウイルス感染症の影響も含む）。

みんなのねんきん

国民年金保険料の免除や納付猶予期間がある人へ追納をおススメしています

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る年金額が低額となります。

そこで、年金の金額を増やすために、10年以内までさかのぼって古い月分から納付（追納）することができます。

ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早目の追納をおすすめします。

▷問い合わせ 八幡年金事務所国民年金課
(☎631局7962)
保険年金係 (☎223局3532)

※保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用したときの自己負担割合が増える場合があります。

▽問い合わせ 高齢者支援係 (☎223局3536) または福岡県介護保険広域連合総務課収納管理係 (☎(092)981局9071)

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▽とき 8月23日(日)、24日(月)・日没後9時ごろ（予備日：8月25日(火)、26日(水)、30日(日)・9月2日(火)

【救難ヘリコプター・救難捜索機】
▽とき 毎週(月)・日没後9時ごろ

※天候不良の場合は、(欠)を予備日として行います。

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室 (☎223局0981 内線254)



お知らせ

芦屋町生活応援商品券は
お手元に届きましたか

町の新型コロナウイルス感染症
独自支援策として、給付対象者（令
和3年5月1日時点で芦屋町に住
民登録がある人）1人につき1万
円分の町内で使える商品券を配付
しています。

商品券は5月下旬から世帯ごと
にゆうパックで発送しました。長
期の不在などで受け取りができな
かった人は、産業観光課窓口を取
りに来てください。

※世帯主以外が取りにくる場合は、
委任状が必要です。

商品券の使用期限は令和3年11
月30日頃までです。

▽問い合わせ 商工観光係（☎2
23局3542）

平日忙しい人のための マイナンバーカード休日窓口

平日、マイナンバーカードの受
け取りや申請ができない人のため
に休日窓口を開設します。マイナ
ンバーカードがあればコンビニエ
ンスストアで証明書を取得できま
す。この機会にマイナンバーカー
ドを持ってみませんか。

▽とき 8月7日（土）、29日（日）、9
月18日（土）、26日（日）・午前8時30
分～正午

※急きょ中止になる場合は、ホー
ムページでお知らせします。

▽ところ 住民課窓口

▽持つてくるもの

【申請】 申請書、申請書貼付写
真（写真がない場合は、申請時
に無料で撮影します）、印かん、
通知カード、本人確認書類、住
民基本台帳カード（持っている
人のみ）

【受け取り】 交付通知書、印か
ん、通知カード、本人確認書類、
住民基本台帳カード（持っている
人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発
行した免許証などの顔写真付き
は1点、健康保険証などの顔写
真がないものは2点必要です。

※受け付けは本人のみです。

※住民票などの証明書の発行は行
いません。

▽問い合わせ 住民係（☎223
局3531）

指定希少野生動植物に 20種を指定しました

希少野生動植物種の保護によ
り、生物多様性を確保し、人と野
生動植物とが共生する豊かな自然

環境を次代に継承することを目的
に制定した「福岡県希少野生動植
物種の保護に関する条例（令和3
年5月1日施行）」第9条に基づ
き、特に保護が必要なキビヒトリ
シズカやムラサキ、コバンムシな
ど20種を「指定希少野生動植物種」
に指定しました。

指定希少野生動植物種は捕獲、
所持、陳列・広告などに規制があり、
罰則が適用されることがあります。

また、指定希少野生動植物種が
指定される前にその種を捕獲など
し、指定の際、現に所持している場
合は、知事への届け出が必要です。

▽問い合わせ 福岡県環境部自然
環境課（☎（092）643局
3367）

中卒程度認定試験

病気などの理由で、保護者が義
務教育学校に就学させる義務を猶
予または免除された子（就学義務
猶予免除者）に、中学校卒業程度
の学力を認定する試験が行われま
す。合格者は高等学校の入学資格
を得ることができます。

▽とき 10月21日（日）

▽ところ 吉塚合同庁舎（福岡市博
多区吉塚本町）

▽受験資格

①就学義務猶予免除者である人ま
たは就学義務猶予免除者であつ
た人で令和4年3月31日までに
満15歳以上になる人

②保護者が就学させる義務の猶予
または免除を受けておらず、令
和4年3月31日までに満15歳に
達する人で、その年度の終わりに
までに中学校を卒業できないと
見込まれることにやむを得ない
事由があると文部科学大臣が認
めた人

③令和4年3月31日までに満16歳
以上になる人（①と④に該当す
る人は除く）

④日本国籍がない人で令和4年3月
31日までに満15歳以上になる人

▽受験案内配布 9月3日（金）まで
福岡県教育庁で配布

▽問い合わせ 福岡県義務教育課
（☎（092）643局3908）

町内一斉清掃を行います

地域を美しくする清掃活動に皆さ
んの協力をお願いします。

▽とき 9月5日（日）・午前8時～
9時（延期日19日（日））

※雨天延期の確認は午前7時30分
以降に、各自治区長または環境・
公園係に電話で問い合わせてく
ださい。

福岡県庁公式LINEで 避難情報を配信します

利用者は、避難情報を受け取りたい市町村（政令市では区）を最大3カ所まで登録でき、居住地や職場、離れて暮らす親族の居住地などの避難情報を自動で受け取ることができます。QRコードからLINEアプリで友だち登録をして、災害時の情報ツールとして活用してください。



▽問い合わせ 庶務係（☎223局3572）

酸性電解水を 無償配布しています

ワクチン接種は順調に進んでいます

※ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、草類に分けて収集し、指定されたごみ集積所に集めてください。
※燃えるごみと草類は混ぜないでください。
※家庭ごみは出さないでください。
▽問い合わせ 環境・公園係（☎223局3538）

すが「ウィズコロナ」は、まだまだ続きます。町では引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として除菌効果が期待できる酸性電解水の無償配布を行っています。新しい生活様式を実践するためにさまざまな場面を活用してください。日程は次のとおりです。
▽とき・ところ 平日の午前8時30分～午後5時15分・役場総合案内横
8月22日の午前10時～午後4時・町民会館、芦屋東公民館、

プレミアム付き芦屋タウンバス・ 北九州市営バス共通乗車券を追加販売

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した公共交通の利用促進を図るため、プレミアム率100%の乗車券を販売します。

▷内容 販売価格2000円で乗車券4000円分（1000円乗車券×40枚で1冊）を、限定で500冊。

※おつりは出ません。

▷とき 8月17日頃から完売する日までの平日・午前9時～午後5時

※販売状況は、芦屋町ホームページまたは電話で確認できます。

▷ところ 8月17日頃のみ役場1階ロビー、18日頃以降は環境住宅課窓口

▷対象者 町内に住んでいる人

※販売時に住所を確認しますので、運転免許証や健康保険証などを持ってきてください。

※代理人への販売は行いません。

▷購入限度 1人につき2冊まで

▷使用期限 令和4年3月31日頃まで

▷問い合わせ 地域振興・交通係（☎223局3539）



山鹿公民館
※総合体育館での配布は、新型コロナウイルスワクチン接種会場のため、中止しています。
▽配布量 1世帯あたり1リットル程度
▽持つてくるもの ペットボトル容器など
※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。
●保管方法など
▽保管方法など

で保管してください。
●正しく保管すると使用期限は約1カ月です。
▽使用方法
●除菌したい場所に、酸性電解水を十分に吹きかけてからペーパータオルで拭いたり、布巾やペーパータオルに十分に含ませて拭いたりしてください。
※詳しくはホームページで確認してください。
▽問い合わせ 庶務係（☎223局3572）

お知らせ

歴史体験講座

大珠（勾玉）づくり

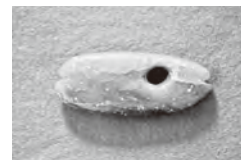
古代のアクセサリ

「大珠（勾玉）」を作
ってみませんか。

▽とき 8月7日（土）・

午後1時30分～3時

30分



▽ところ 山鹿公民館 集会室・中庭

▽定員 10人（事前申し込み先着順）

※小学2年生以下の参加には、保護者の同伴が必要です。

▽参加費 100円

▽持ってくるもの タオル、マスク、

水筒（一部、屋外活動の水分補給のため）

▽申し込み 7月27日（火）～8月5

日 困・午前9時～午後5時に、

芦屋歴史の里（☎2222局25

55）へ

※月曜日は休館です。

ギャラリーあしやワークシヨップ 親子でミニアクアリウム講座

夏にぴったり

の、見た目が涼

しく透明感がき

れいなアクアリウ

ム風のオブジェを



作る講座です。夏休みに親子で参加しませんか。

▽とき 8月8日（日）・午後1時～3時

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 5歳～小学6年生の子どもとその保護者

▽定員 16人（事前申し込み先着順）

▽参加費 100円（材料代）

▽申し込み 7月25日（日）～8月6

日 困・午前9時～午後5時に、

中央公民館（☎2222局168

1）へ

※月曜日は休館です。

中央公民館講座「くち達者で人生を楽しむヒント！第2弾」

検診を受けていて

も、気づかないうち

に食べる・飲み込む

機能の低下が起こっ

ています。ちょっと

話づらい、うす味

では物足りないとい

う自覚はありません

か。全身の筋肉量が減って体が弱っ

ているかもしれません。この機会に

味覚やしゃくなどの口くう機能

と、筋肉量などの身体組成との関

係に目を向けてみましょう。希望

者は、味覚検査・筋肉量測定を受

けられます。

※検査は実施できない場合もあり



ます。

▽とき 8月22日（日）・午前10時～

正午

※受け付け・検査は午前9時30分

～10時（検査前2時間は絶飲食）

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 中道敦子さん（九州歯科

大学歯学部口くう保健学科教授）

▽定員 30人（事前申し込み先着順）

▽申し込み 8月1日（日）から午前

9時～午後5時に中央公民館（☎

2222局1681）へ

※月曜日は休館です。

八朔の節句 記念写真をプレゼント！

9月1日は、国

選択無形民俗文化

財「八朔の節句」

です。今年も八朔

の馬やダゴビーナ

を飾って初節句を

祝う家庭を対象に、プロのカメラ

マンが伺い、記念写真を撮り、プ

レゼントします。

※撮影の日は、カメラマンから

連絡します。

▽申し込み 8月3日（火）～18日（土）・

午前9時～午後5時に、芦屋歴

史の里（☎2222局2555）へ

※月曜日は休館です（月曜日が振替

休日の場合はその翌日が休館）。



令和2年国勢調査の 人口速報集計結果公表

国勢調査の人口速

報集計結果（速報値）

が、国から公表され

ました。芦屋町の人

口は1万3561人です。

調査へのご協力、ありがとうございます。



※後日公表される確定数は、調査

票の記入内容に基づいた審査を

経て集計・公表されるため、速

報値とは必ずしも一致しません。

▽問い合わせ 企画係（☎2223

局3570）

行事の中止

新型コロナウイルスの感染拡大防

止のため、例年行われていたイベン

トなどを次のとおり中止します。

〔中止〕

●町民チャリティゴルフ大会

▽問い合わせ 芦屋町体育協会

（☎2222局0188）

●敬老会

▽問い合わせ 高齢者支援係

（☎2223局3536）

●芦屋町町民体育祭

▽問い合わせ 社会教育係

（☎2223局3546）

